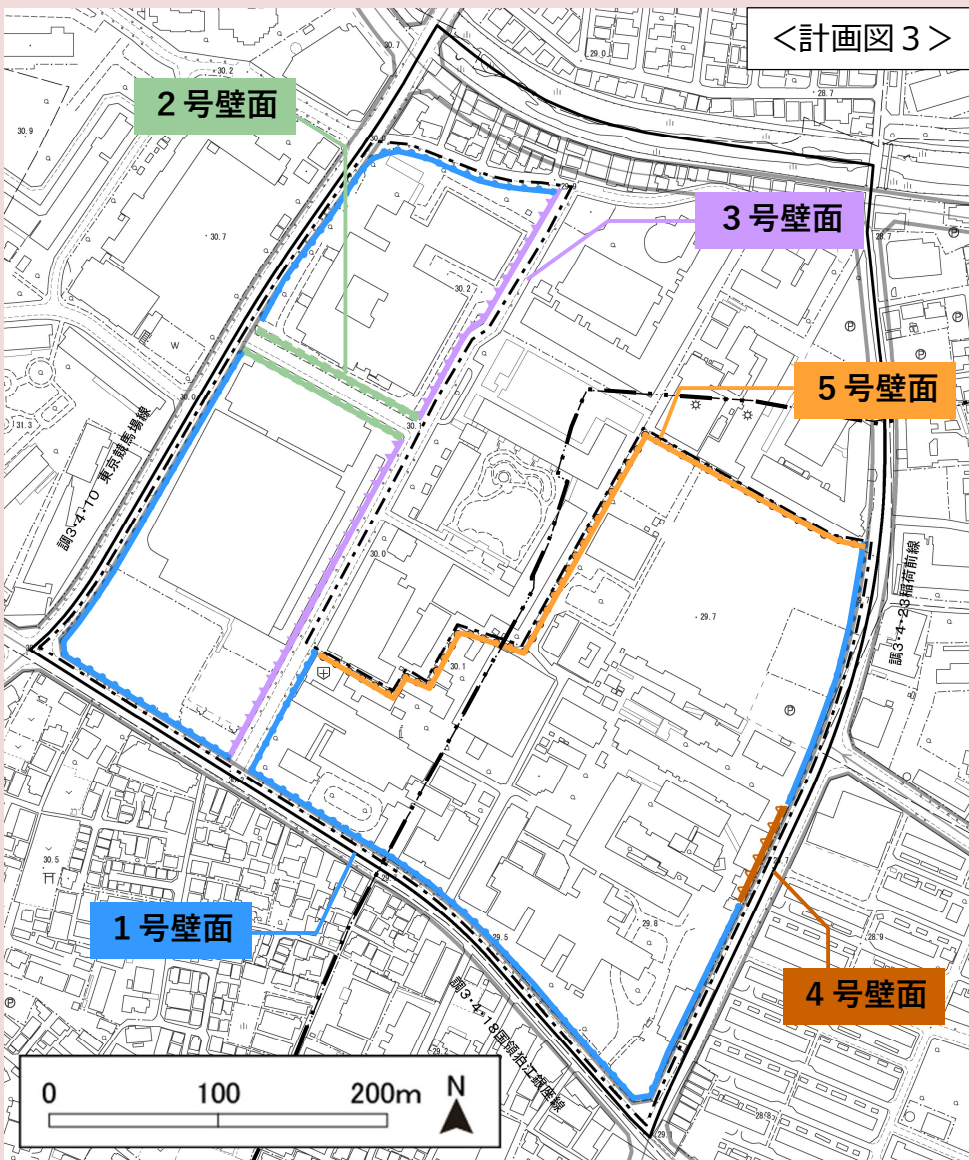


## 工 壁面の位置の制限

歩行空間の確保、緑化の推進及び周辺への圧迫感の軽減により快適でにぎわいとうるおいのある魅力的な都市空間を形成するため、壁面の位置の制限を定めます。

商業・業務地区 【調布市】	医療福祉・文教地区 【調布市・狛江市】
<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画図3に表示する1号壁面は、道路境界線から2.5m以上後退しなければならない。</li> <li>2 計画図3に表示する2号壁面は、道路境界線から3.0m以上後退しなければならない。</li> <li>3 計画図3に表示する3号壁面は、道路境界線から5.0m以上後退しなければならない。</li> </ol>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画図3に表示する1号壁面は、道路境界線又は都市計画道路の計画線から2.5m以上後退しなければならない。</li> <li>2 計画図3に表示する4号壁面は、道路境界線又は都市計画道路の計画線から7.5m以上後退することとし、地盤面からの高さが15mを超える建築物の部分は、道路境界線又は都市計画道路の計画線から14.0m以上後退しなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りではない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外壁で囲われていない軽微な構造で作られた屋外避難階段※1</li> <li>(2) 外壁で囲われていない軽微な構造で作られた避難バルコニー※2</li> <li>(3) 給気口、免震装置及び地上開口部の安全上必要な手すり</li> </ol> </li> <li>3 計画図3に表示する5号壁面は、隣地境界線から4.0m以上後退することとし、地盤面からの高さが5mを超える建築物又は建築物の部分は、隣地境界線から6.0m以上後退しなければならない。</li> </ol>



※1 外壁で囲われていない軽微な構造で作られた屋外避難階段のイメージ

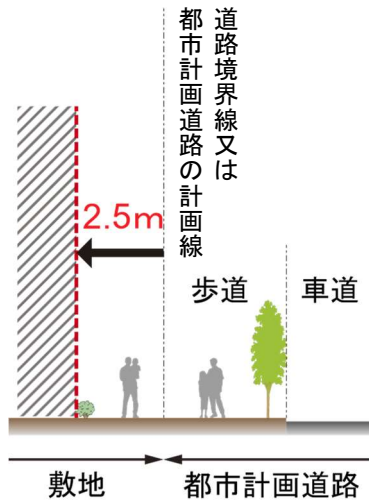


※2 外壁で囲われていない軽微な構造で作られた避難バルコニーのイメージ



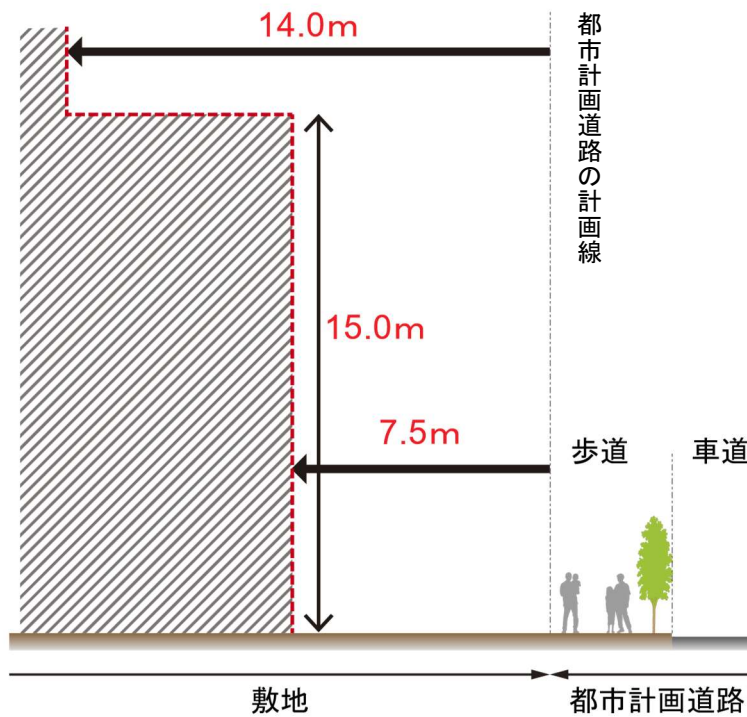
## 【壁面のイメージ】

### < 1号壁面のイメージ >



※都市計画道路が未整備の場合、  
現状の道路境界ではなく、都市  
計画道路の計画線より2.5m  
以上後退する。

### < 4号壁面のイメージ >



### < 5号壁面のイメージ >

